

「まん延防止等重点措置」(6/21～7/11)から「緊急事態措置」(7/12～8/22)との比較

令和3年7月9日
危機管理室危機管理

■国の対応		■都の対応	
	まん延防止等重点措置 (6/21～7/11)	緊急事態措置 (7/12～8/22)	緊急事態措置 (6/1～6/20)
外出自粛	・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛 ・不要不急の都道府県間の移動は、極力控える ・路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛	同 右	・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛 ・特に、20時以降の不要不急の外出自粛 ・混雑している場所や時間を避けて行動 ・感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請や営業時間の短縮の要請に応じない飲食店等の利用を厳に控える ・不要不急の都道府県間の移動は、極力控える ・路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛
施設の使用制限	【飲食店】 ・営業時間の短縮（午後8時まで）を要請 酒類の提供は、一定の要件を満たせば午後7時まで 【一定の要件】 *アクリル板等の設置 *手指消毒 *食事中以外のマスク着用 *換気 ・業種別ガイドラインの遵守 ・知事の判断でさらに営業時間の短縮や、酒類提供の時間の制限が可能 ・特措法施行令第5条の5の措置を事業者に要請 *従業員に対する検査の勧奨 *入場をする者の整理等 *発熱等の症状のある者の入場の禁止 *手指の消毒設備の設置 *事業を行う場所の消毒 *入場をする者に対するマスクの着用の周知 *感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 *会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) ・カラオケ設備の利用自粛を要請 (飲食を主として業としている店舗) 【飲食店以外の施設】 知事の判断により、営業時間の短縮等を要請すること	同 右	【飲食店・遊興施設等】 ・営業時間の短縮を要請 午前5時～午後8時 ・酒類の提供・持込は、国の【一定の要件】を満たし、以下の条件のもとでは可 *午前11時～午後7時 *同一グループ2名以内 *滞在時間90分以内 ・特措法施行令第5条の5の措置を事業者に要請 に要請 ・カラオケ設備の利用自粛を要請 (飲食を主として業としている店舗) 【劇場、集会場、貸会議室、野球場、陸上競技場、屋外テニスコート等】 ・営業時間の短縮を要請 イベント開催時は5時から21時まで イベント開催時以外は5時から20時まで ・特措法施行令第5条の5の措置を事業者に要請 に要請 ・施設での飲酒につながる酒類提供およびカラオケ設備使用の自粛を要請 同 左 【図書館】 ・同 左(右) 【共通】 ・同 左(右) ・業種別ガイドラインの遵守
イベント	・人数上限5,000人 ・大声なし…収容定員の100% 大声あり…収容定員の50% ・開催時間制限は、知事の判断で要請	同 右	・人数上限5,000人 ・大声なし…収容定員の100% 大声あり…収容定員の50% ・営業時間の短縮を要請 午前5時～午後9時 ・参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等の徹底を要請
テレワーク	・出勤者数の7割削減、テレワーク推進	同 右	・出勤者数の7割削減、20時までの早期終業・帰宅、テレワーク・休暇取得の推進

■区への対応		■都の対応	
	まん延防止等重点措置 (6/21～7/11)	緊急事態措置 (7/12～8/22)	緊急事態措置 (6/1～6/20)
区立施設	【子どもの施設】 ・区立小中学校、区立幼稚園、びよびよ(子育ての広場)、児童館、保育所等保育施設、練馬こども園、学童クラブは、継続 【高齢者・障害者の施設】 ・敬老館、はつらつセンターは、定員の100%、午後9時まで ・デイサービスセンター、福祉園、福祉作業所等の障害者福祉施設は、運営を継続 【その他の施設】 ①図書館、美術館、ふるさと文化館は、入場整理を実施して閉館 ②練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターホールは、定員の100%、午後9時まで ただし、大声での歓声・声援等が想定される場合は、定員の50% ③野球場、運動場、庭球場および体育館・プールは、午後9時まで ④会議室等の集会施設(地区区民館、地域集会所等)は、定員の100%、午後9時まで ⑤少年自然の家は、引き続き休館	（現行の「まん延防止等重点措置」からの変更点） ・敬老館、はつらつセンターの「定員の100%」 → 「定員の50%」 ・練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターホールは、利用人員を定員の50%とし、閉館時間は午後9時までとする。 なお、既にチケット等が販売済みの事業は除く。	【子どもの施設】 ・区立小中学校、区立幼稚園、びよびよ(子育ての広場)、児童館、保育所等保育施設、練馬こども園、学童クラブは、継続 【高齢者・障害者の施設】 ・敬老館、はつらつセンターは、定員の50%、午後9時まで ・デイサービスセンター、福祉園、福祉作業所等の障害者福祉施設は、運営を継続 【その他の施設】 ①図書館、美術館、ふるさと文化館は、入場整理を実施して閉館 ②練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターホールは、利用人員を50%、午後9時まで ③野球場、運動場、庭球場および体育館・プールは、利用人員を制限して、午後9時まで ④会議室等の集会施設(地区区民館、地域集会所等)は、定員の50%、午後9時まで ⑤少年自然の家は、引き続き休館
イベント・事業	・区が主催するイベント・事業は、定員の100%、上限5,000人、午後9時まで ただし、大声での歓声・声援等が想定される場合は、定員の50%以内	（現行の「まん延防止等重点措置」からの変更点） ・「定員の100%」 → 「定員の50%」	・区が主催するイベント・事業は、定員の50%かつ上限5,000人、午後9時まで
その他共通事項	①飲食を目的とした利用、カラオケおよび入浴は、引き続き禁止 ②感染リスクが高いと考えられる、合唱を行う利用者に対しては、感染防止の注意喚起を徹底	（現行の「まん延防止等重点措置」からの変更点） ・「定員の100%」 → 「定員の50%」	①飲食を目的とした利用、カラオケおよび入浴は、引き続き禁止 ②感染リスクが高いと考えられる、合唱を行う利用者に対しては、感染防止の注意喚起を徹底
区民へのお願い	・日中も含めた不要不急の外出は控える。 ・混雑している場所や時間での行動、都道府県間の移動は、控える。 ・特に、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請または営業時間短縮の要請に応じない飲食店等の利用は控える。 ・通院や買い物など、必要な外出も短時間にする。 ・路上・公園等における集団での飲酒は控える。 ・感染対策の基本である、マスクの着用・手洗い・換気の徹底、3密の回避	（現行の「まん延防止等重点措置」からの変更点） ・特に、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請または営業時間短縮の要請に応じない飲食店等の利用は控える。	・日中も含めた不要不急の外出は控える。 ・午後8時以降の外出、混雑している場所や時間での行動、都道府県間の移動は、控える。 ・特に、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請または営業時間短縮の要請に応じない飲食店等の利用は控える。 ・通院や買い物など、必要な外出も短時間にする。 ・路上・公園等における集団での飲酒は控える。 ・感染対策の基本である、マスクの着用・手洗い・換気の徹底、3密の回避
事業者へのお願い	・飲食店等は、営業時間の短縮 ・特に、酒類を提供する飲食店の営業時間は午後8時まで、酒類の提供は午後7時までとし、アクリル板等の設置や手指消毒、換気の徹底など、国、都の定める感染症対策を講じ、入店人数、滞在時間を遵守する ・カラオケ設備を提供する飲食店等には、利用の自粛をお願いする。 ・業種別ガイドラインの遵守	（現行の「まん延防止等重点措置」からの変更点） ・酒類またはカラオケ設備を提供する(酒類の店内持込を認めている場合を含む)飲食店等は休業を、それ以外の飲食店等は、営業時間を午後8時までとするよう要請 ・業種別ガイドラインの遵守	・酒類またはカラオケ設備を提供する(酒類の店内持込を認めている場合を含む)飲食店等は休業を、それ以外の飲食店等は、営業時間を午後8時までとするよう要請 ・業種別ガイドラインの遵守